

新旧対照表

新	旧
<p>平成31年度高知県診療情報保全基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>（補助目的及び補助対象事業）</p> <p>第2条 県は、医療機関の診療データを県外に保全するシステムの構築及び運用を行うために組織された一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会（以下「補助事業者」という。）が実施する災害時診療情報バックアップシステム運用管理事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第15条（略）</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和2年5月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条、第8条第2号及び第5号から第7号まで、第11条第3項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和元年8月6日から施行する。</p>	<p>平成31年度高知県診療情報保全基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>（補助目的及び補助対象事業）</p> <p>第2条 県は、医療機関の診療データを県外に保全するシステムの構築及び運用を行うために組織された高知県医療情報通信技術連絡協議会（以下「補助事業者」という。）が実施する災害時診療情報バックアップシステム運用管理事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第15条（略）</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成32年5月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条、第8条第2号及び第5号から第7号まで、第11条第3項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>